

414  
A4453



英文翻譯

大正十一年四月  
大隈侯爵邸寄贈

此契約ハ千八百二十五年十一月十五日ニ於テ日本帝國政府  
ニ代リテハ チャルレス タップリエリセントルト今横濱ニ在ルエドウ  
エルド エス ホイントン トノ間ニ完成セリ則チ

一 エドウエルト エス ホイントン ハ後ニ附スル明細書ノ通りニ水雷  
火船一隻ヲ造成レタル工給ト具試驗用トシテ既ニ受取  
タル三千五百圓ノ金額ト尙オ未ル十二月一日又ハ其以前  
ニ受取ルヘキ三千六百八十八圓ノ金額ヲ此約定ヲ信據シ  
其受取ルヘキ充<sup>ル</sup>シ金額トシテ是ヲ受領スル事  
一 横濱ニ在ルフィットファイルエンダウズ<sup>社</sup>中并フアンリサフロソ  
ルス社中ヨリ申立タル前記水雷火船造成及具試驗ニ  
用ヒタル物品及ヒ工給ノ請求ニ對シ前書ホイントンハ是ヲ



補助スヘキ趣ヲ日本帝國政府ニ代リ茲ニ約定ス

一 后ニ附スル明細書ハ記載シテホントノ宛明ハ此後

二十一年ノ間ハ全氏又ハ全氏ノ下人又ハ后来右族明ノ

所有者トモナルヘキ列受入ノ許可ナクシテ之ヲ施用ス

ルコトナレトノ趣ヲ日本政府ニ代リ約定ス

前ニ記シタル年月ニ於テ此条款ヲ保証センタメ余輩茲ニ姓名  
ヲ手記ス

エドワード エス ホイントン

チャアレス ガップリユ リセント

余ノ目前ニテ記名セリ

イ ペリヤイン スミツ